

告 示

埼玉県告示第七十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止する。

令和五年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

二 禁止する期間

令和五年一月二十八日から当分の間

三 禁止する区域

春日部市の区域内に存在する農場であって、家畜防疫員が家きん等を移動及び移出させてはならない旨を指示した農場